

石川町広告入り窓口用封筒無償提供取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経費削減を図るため、広告入り窓口用封筒（以下「窓口用封筒」という。）の無償提供に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 窓口用封筒 町が発行した証明書等を持ち帰るために、提供する封筒で、民間企業等の広告が印刷されたものをいう。

(2) 無償提供者 窓口用封筒に広告を掲載する者を募集し、広告原稿の事前確認及び校正、調整その他の広告掲載に係る一連の業務を行い、町に窓口用封筒を無償提供する事業者をいう。

(設置場所)

第3条 窓口用封筒の設置場所は、町長が指定する場所とする。

(設置期間)

第4条 窓口用封筒の設置期間は、1年とする。ただし、町長は、無償提供者と協議の上、設置期間を変更することができる。

(無償提供者の募集方法)

第5条 無償提供者の募集は、公募によるものとし、町長が必要と認める方法により行うものとする。

(無償提供の申込み)

第6条 無償提供を希望する者は、石川町広告入り窓口用封筒無償提供申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(無償提供者の決定)

第7条 町長は、前条の規定による申込みを受けたときは、提案内容、業務実績、信頼性等を総合的に判断し、無償提供者を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により無償提供者を決定したときは、石川町広告入り窓口用封筒無償提供者決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(確認書の締結)

第8条 町長は、前条第1項の規定により無償提供者を決定したときは、窓口用封筒の

広告内容、無償提供の手続き等について無償提供者と確認書を取り交わすものとする。

(広告掲載の基準)

第9条 窓口用封筒に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
- (2) 法令等に違反するおそれがあるもの
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不適當であると町長が認めるもの

(注意事項)

第10条 無償提供者は、自らが広告の募集者であることを明確にするとともに、窓口用封筒の色、形状その他の仕様及び掲載する広告について、町長と事前に協議し、その承諾を受け納入しなければならない。

(無償提供者の責務)

第11条 無償提供者は、窓口用封筒の内容に関する苦情その他の問題が発生したときは、その一切の責任を負い、誠意をもって速やかに解決に努めるものとする。

2 無償提供者は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、無償提供者の責任及び負担において解決しなければならない。

(窓口用封筒が納入できない場合の措置)

第12条 無償提供者は、やむを得ない事情により、窓口用封筒を納入することが困難な場合、町の定める期日までにその旨を申し出なければならない。申し出がない場合は、広告のない封筒を町に無償で提供しなければならない。

(経費の負担)

第13条 提供に要する費用は、無償提供者の負担とする。

(窓口用封筒の使用の中止)

第14条 町長は、町民等に窓口用封筒を提供することが適当でないと認めたときは、無償提供者と協議の上、窓口用封筒の提供を中止することができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。